

修理費用補償特約 1P

<用語の定義>

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (修理費用保険金を支払う場合)
- 第3条 (修理費用保険金を支払わない場合)
- 第4条 (修理費用保険金の請求権者)
- 第5条 (他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額)
- 第6条 (準用規定)

賠償責任補償特約 3P

<用語の定義>

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (住宅賠償責任保険金を支払う場合)
- 第3条 (住宅賠償責任保険金を支払わない場合)
- 第4条 (借家人賠償責任保険金を支払う場合)
- 第5条 (借家人賠償責任保険金を支払わない場合)
- 第6条 (賠償責任保険金の支払範囲)
- 第7条 (賠償責任保険金の支払額および支払限度額)
- 第8条 (他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金の支払額)
- 第9条 (事故の発生)
- 第10条 (賠償責任保険金の請求権者)
- 第11条 (賠償責任保険金の請求)
- 第12条 (損害賠償請求権者の特別先取特権)
- 第13条 (準用規定)

保険料の口座振替払いに関する特約 7P

<用語の定義>

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (保険料の払込み)
- 第3条 (保険料払込み前の事故)
- 第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)
- 第5条 (準用規定)

保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約 . . . 8P

<用語の定義>

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (保険料の払込み)
- 第3条 (保険料払込み前の事故)
- 第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)
- 第5条 (準用規定)

保険料のクレジットカード払いに関する特約 9P

<用語の定義>

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (保険料の払込み)
- 第3条 (保険料払込み前の事故)
- 第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)
- 第5条 (準用規定)

法人等契約の被保険者に関する特約 10P

<用語の定義>

第1条 (特約の適用)

第2条 (被保険者の範囲)

第3条 (準用規定)

引っ越しに関する特約 10P

<用語の定義>

第1条 (特約の適用)

第2条 (転居前住宅での事故の取り扱い)

第3条 (準用規定)

包括契約特約 10P

<用語の定義>

第1条 (特約の適用)

第2条 (包括契約)

第3条 (被保険者の通知)

第4条 (準用規定)

被保険者死亡時における借家人賠償責任補償に関する特約 . . 11P

<用語の定義>

第1条 (この特約の適用)

第2条 (借家人賠償責任保険金を支払う場合)

第3条 (借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

第4条 (借家人賠償責任保険金の支払範囲)

第5条 (借家人賠償責任保険金の支払額および支払限度額)

第6条 (準用規定)

保険料の月払に関する特約 12P

<用語の定義>

第1条 (特約の適用)

第2条 (保険料の払込み)

第3条 (保険料の払込期日および払込猶予期間)

第4条 (保険料払込み前の事故)

第5条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立または失効)

第6条 (保険料の返還等)

第7条 (保険契約終了時の未払込保険料の払込)

第8条 (準用規定)

保険料の保証会社払いに関する特約 14P

<用語の定義>

第1条 (特約の適用)

第2条 (保険料の払込み)

第3条 (保険料払込み前の事故)

第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)

第5条 (準用規定)

■修理費用補償特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
借用住宅	被保険者が借用して居住する保険証券記載の住宅をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。
修理費用保険金額	保険証券に記載の修理費用保険金額をいい、修理費用保険金を支払った場合においても、修理費用保険金額は減額されることはありません。

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用します。

第2条 (修理費用保険金を支払う場合)

(1)当社は、借用住宅に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者(注1)がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、賠償責任補償特約により借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

- ① 普通保険約款第5条 (損害保険金を支払う場合) (1) の事故による損害
- ② 借用住宅内における被保険者の死亡による損害
- ③ 凍結により生じた借用住宅の専用水道管の損害
- ④ 借用住宅の窓ガラス(注2)の熱割れ(注3)による損害

(注1) 被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における連帯保証人を含みます。

(注2) 借用住宅の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、居室内の間仕切りドア等のガラスは含みません。

(注3) 日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。

(2)当社が、(1)の修理費用保険金として支払うべき額は、被保険者が実際に支出した修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、下表の金額を限度とします。

区分	限度額
(1)①の場合	修理費用保険金額
(1)②の場合	30万円
(1)③および④の場合	10万円

第3条 (修理費用保険金を支払わない場合)

(1)当社は、借用住宅が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主(貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 借用住宅の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人または被保険者と同居する親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

- ④ 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主の所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ⑤ 自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵
- ⑥ 普通保険約款第 14 条（保険金を支払わない場合）⑥から⑫までの事由

(2) 当社は、次のいずれかに該当する借用住宅の修理費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が借用住宅を貸主に明け渡す際の前条の損害以外の原状回復に必要な修理費用
- ② 被保険者が借用住宅を明け渡した後に発見された前条の損害以外の原状回復に必要な修理費用

(3) 当社は、次に掲げる物に対する修理費用に対しては、修理費用保険金を支払いません。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 借用住宅に設置された感知器類
- ③ 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借用住宅を含む建物内において共同に利用される物
- ④ 借用住宅の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物

第 4 条（修理費用保険金の請求権者）

当社に対して修理費用保険金の請求をすることができる者は次の者とします。

- ① 被保険者（注 1）
 - ② 被保険者が死亡した場合には、その法定相続人（注 2）（注 3）
- （注 1）被保険者と借用住宅の賃貸借契約等における借主が異なる場合には、借主についても請求権者に含みます。
- （注 2）法定相続人の他に借用住宅の賃貸借契約等における連帯保証人についても請求権者に含みます。
- （注 3）法定相続人が複数存在している場合には、法定相続人間の協議により代表者 1 名を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して当社に対する保険金の請求手続きをすることとします。

第 5 条（他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額）

- (1) この保険契約により他の保険契約等に優先して修理費用保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を修理保険金として支払います。
- (2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、当社は、修理費用の額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を修理費用保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第 6 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■ 賠償責任補償特約 ■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
借用住宅	被保険者が借用して居住する保険証券記載の住宅をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。
住宅賠償責任保険金額	保険証券に記載の住宅賠償責任保険金額をいい、住宅賠償責任保険金を支払った場合においても、住宅賠償責任保険金額は減額されることはありません。
借家人賠償責任保険金額	保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額をいい、借家人賠償責任保険金を支払った場合においても、借家人賠償責任保険金額は減額されることはありません。
賠償責任保険金	住宅賠償責任保険金および借家人賠償責任保険金をいいます。
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
財物の損壊	有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用します。

第2条 (住宅賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、住宅賠償責任保険金を支払います。

第3条 (住宅賠償責任保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、住宅賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 前④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 前②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑦ 前②から⑤までの事由によって発生した事故の拡大
- ⑧ 発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の前②から⑤までの事由による拡大

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、住宅賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者相互間の損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人（注1）が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物（注2）の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任

- ⑧被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩航空機、船舶、車両（注3）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑪排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任
- ⑫給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

（注1）家事使用人を除きます。

（注2）受託品を含みます。

（注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。

第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

当社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用住宅が損壊した場合において、被保険者が借用住宅の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。

- ①火災
- ②破裂または爆発
- ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水
- ④前①から③までの事故以外の偶然な事故

第5条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）

(1)当社は、借用住宅が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤前④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥前②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑦前②から⑤までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
- ⑧発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の前②から⑤までの事由による延焼または拡大

(2)当社は、借用住宅に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ①被保険者の心神喪失または指図によって生じた損壊
- ②借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損壊。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により発生した損壊を除きます。
- ③差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ④借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- ⑤借用住宅の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊は除きます。
- ⑥借用住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ⑦借用住宅の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損壊。不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

- ⑧詐欺または横領によって借用住宅に生じた損壊
 - ⑨土地の沈下、移動または隆起によって生じた損壊
 - ⑩借用住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅の機能に支障をきたさない損壊
 - ⑪借用住宅の使用により不可避免的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損壊
 - ⑫電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用住宅の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。
 - ⑬風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊
 - ⑭被保険者が借用住宅を貸主に明け渡す際に補修、交換、張替え等が行われた畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
 - ⑮被保険者が借用住宅を貸主に明け渡す際に清掃等が行われた損壊
- (3) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- ①被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ②被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任
 - ③航空機、船舶、車両（注）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注）原動力が専ら人力であるものを除きます。

第6条（賠償責任保険金の支払範囲）

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ①被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（注）
- ②被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に必要とした費用
- ③被保険者が当社の承認を得て支出した示談交渉に必要とした費用
- ④被保険者が当社の要求に従い、協力するために必要とした費用
- ⑤被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用
- ⑥被保険者が負担した損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。

第7条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）

(1) 当社が支払う賠償責任保険金の支払額は下表のとおりとします。

保険金	支払額	
住宅賠償責任保険金	前条①から⑥の金額の合計額 ただし、住宅賠償責任保険金額を限度とする。	
借家人賠償責任保険金	第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）①から③までの事故	前条①から⑥の金額の合計額 ただし、借家人賠償責任保険金額を限度とする。
	第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）④の事故	前条①から⑥の金額の合計額から3万円（免責金額）を控除した額ただし、30万円を限度とする。

(2) (1) の規定にかかわらず、当社が1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、住宅賠償責任保険金と借家人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金の支払額）

- (1) この保険契約により他の保険契約等に優先して賠償責任保険金を支払う場合は、当会社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を賠償責任保険金として支払います。
- (2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、当会社は、損害の額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を賠償責任保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、第2条（住宅賠償責任保険金を支払う場合）および第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合には、普通保険約款第16条（事故の発生）に規定する事項の他、次のことを行わなければなりません。

- ① 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知すること
 - ② 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること（注）
- （注） 応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

第10条（賠償責任保険金の請求権者）

当会社に対して賠償責任保険金の請求をすることができる者は次の者としします。

- ① 被保険者（注1）
 - ② 被保険者が死亡した場合には、その法定相続人（注2）（注3）
- （注1）借家人賠償責任保険金については、被保険者と借用住宅の賃貸借契約等における借主が異なる場合に限り、その借主を請求権者に含みます。
- （注2）借家人賠償責任保険金については、法定相続人の他に借用住宅の賃貸借契約等における連帯保証人を請求権者に含みます。
- （注3）法定相続人が複数存在している場合には、法定相続人間の協議により代表者1名を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して当会社に対する保険金の請求手続きをすることとします。

第11条（賠償責任保険金の請求）

- (1) 当会社に対する賠償責任保険金の保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が賠償責任保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第19条（保険の請求）（2）に規定する書類の他に、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類を提出しなければなりません。

第12条（損害賠償請求権者の特別先取特権）

- (1) 第2条（住宅賠償責任保険金を支払う場合）および第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故について、被保険者に対する損害賠償請求権を有する者（以下「損害賠償請求権者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について特別先取特権（注）を有します。
- （注）法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
- (2) 被保険者は、（1）の損害賠償請求権者への債務について弁済をした額、または損害賠償請求権者の承諾があった額の限度においてのみ、当会社に対して保険金を請求できる権利を行行使することができます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■保険料の口座振替払いに関する特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社が定める日をいいます。

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)として口座振替払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限りです。

- ①保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されていること。
- ②保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

第2条 (保険料の払込み)

- (1)この特約が付帯された場合には、保険料払込期日に、指定口座から当会社の指定する口座に振替える方法により保険料を払い込むものとします。
- (2)保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3)保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、保険料払込期日に口座振替が行われたものとみなします。
- (4)(1)および(3)の規定により保険料の口座振替が行われた場合には、保険料払込期日に当社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第3条 (保険料払込み前の事故)

- (1)保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日(注)までに当社に払い込まなければなりません。
(注) 保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がないと当社が認めた場合には「翌々月末日」とします。
- (2)当社は、保険契約者が(1)に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して普通保険約款第2条(保険責任の始期および終期)(3)の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第45条(保険契約の更新)の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。
- (3)(2)の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)

前条(1)に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日(注)に遡って成立しなかったものとみなします。

(注)更新契約の場合には、更新日とします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
提携コンビニエンスストア	当会社と保険料の收受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険料払込期日	保険期間開始日の前日をいいます。

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてコンビニエンスストア払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。

第2条 (保険料の払込み)

- (1)この特約が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険料払込期日までに保険料を払い込むものとし、
- (2)(1)の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第3条 (保険料払込み前の事故)

- (1)保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して普通保険約款第2条(保険責任の始期および終期)(3)に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)(2)の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとし、

第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)

前条(1)に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日に遡って成立しなかったものとみなします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■保険料のクレジットカード払いに関する特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	クレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
保険料払込期日	保険契約の区分に応じて次の日をいいます。 新規契約：保険期間開始日の前日 更新契約：更新前の保険契約の保険期間満了日

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレジットカード払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限り、適用します。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当社に保険料を払い込んだものとみなします。
- (2) (1) の規定は、当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして (1) の規定を適用します。
- (3) (2) の当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条 (保険料払込み前の事故)

- (1) 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日（注）までに当社に払い込まなければなりません。
（注）保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がないと当社が認めた場合には「翌々月末日」とします。
- (2) 当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第2条（保険責任の始期および終期）（3）の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第45条（保険契約の更新）の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。
- (3) (2) の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条 (保険料不払の場合の保険契約の不成立)

前条（1）に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日（注）に遡って成立しなかったものとみなします。

（注）更新契約の場合には、更新日とします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■法人等契約の被保険者に関する特約■

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者が法人等(注1)であり、その役員または使用人(以下「従業員等」といいます。)が借用住宅(注2)に居住する場合に適用します。

(注1)個人事業主を含みます。以下同様とします。

(注2)被保険者が借用して居住する保険証券記載の住宅をいいます。

第2条 (被保険者の範囲)

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、家財総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定にかかわらず、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借用住宅に居住する者およびその同居親族とします。ただし、当会社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■引っ越しに関する特約■

第1条 (特約の適用)

この特約は、被保険者が借用住宅(注)(以下「転居前住宅」といいます。)から転居し、転居後の住宅(以下「転居後住宅」といいます。)においても当会社とこの保険の保険契約を新たに締結した場合に適用します。

(注)被保険者が借用して居住する保険証券記載の住宅をいいます。

第2条 (転居前住宅での事故の取り扱い)

この特約により、転居前住宅と転居後住宅の賃貸借契約の契約期間が重複している場合に限り、30日間を限度として転居前住宅において生じた、家財総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しても、転居後住宅にかかわる保険契約において保険金を支払うことができるものとします。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■包括契約特約■

第1条 (特約の適用)

この特約は、賃貸用の集合住宅(注)(以下「賃貸集合住宅」といいます。)の所有者または賃貸集合住宅を管理する不動産事業者をこの保険の保険契約者とし、賃貸集合住宅の各戸室の入居者を被保険者として、保険契約を締結する場合に適用します。

(注)一棟内に複数の戸室がある賃貸用のアパートまたはマンションで保険証券に保険の対象を収容する住宅として記載されたものをいいます。

第2条 (包括契約)

この特約を付帯することにより、保険契約者は賃貸集合住宅内の戸室の入居者について包括して保険契約を締結することができます。

第3条 (被保険者の通知)

(1)この特約を付帯した場合には、保険契約者は、賃貸集合住宅の各戸室の入居者を当会社所定の「被保険者通知書」により、当会社へ通知しなければなりません。

(2)(1)で通知した被保険者に変更が生じた場合においても、保険契約者は、(1)の被保険者通知書により、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■被保険者死亡時における借家人賠償責任補償に関する特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
借用住宅	被保険者が借用して居住する保険証券記載の住宅をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。
遺品整理費用	借用住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄または運送するために必要な費用をいい、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う一時的な保管のための費用に限り含みます。

第1条（この特約の適用）

この特約は、保険証券にこの特約を付帯する旨が記載されている場合に適用します。この場合、賠償責任補償特約第4条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故の他、この特約に従い借家人賠償責任保険金を支払います。

第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

(1)当社は、借用住宅内で被保険者が死亡したことにより生じた、次のいずれかの費用について、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。ただし、当該費用を負担すべき者（注）が、事故通知日からその日を含めて30日以内に、これらの費用について、修理費用補償特約第2条（修理費用保険金を支払う場合）(1)②の修理費用保険金または遺品整理費用補償特約第2条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金の請求を行わなかった場合に限りです。

①借用住宅の修理費用

②借用住宅の賃貸借契約等が終了する場合における被保険者の遺品整理費用

（注）死亡した被保険者以外の被保険者ならびに死亡した被保険者の法定相続人、相続財産管理人および賃貸借契約等の保証人をいい、遺品整理費用については、賃貸借契約等において残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者を含みます。

(2)被保険者に(1)の法律上の損害賠償責任が生じ、かつ、(1)のただし書きの規定に該当した場合には、賠償責任補償特約第10条（賠償責任保険金の請求権者）の規定にかかわらず、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(1)の借家人賠償責任保険金を請求することができるものとします。

(3)(2)の規定により、当社が損害賠償請求権者に対して、借家人賠償責任保険金を支払った場合には、当社は、同一の事故に対して重複しては修理費用補償特約第2条（修理費用保険金を支払う場合）(1)②の修理費用保険金または遺品整理費用補償特約第2条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金を支払いません。

第3条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）

賠償責任補償特約第5条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）の規定は、第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金について準用します。なお、この場合において、被保険者の自殺によって生じた第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）(1)の費用に対する損害賠償責任は、賠償責任補償特約第5条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）(1)①の被保険者の故意によって生じた損害には該当しないものとして取り扱います。

第4条（借家人賠償責任保険金の支払範囲）

第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の支払範囲は、賠償責任補償特約第6条（賠償責任保険金の支払範囲）に規定するとおりとします。

第5条（借家人賠償責任保険金の支払額および支払限度額）

- (1) 当社が、第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金として支払うべき額は、前条に規定する額の合計額とし、支払限度額は次のとおりとします。

事故の種類	支払限度額
第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合） (1)①の修理費用に対する損害賠償責任	1回の事故につき30万円
第2条（借家人賠償責任保険金を支払う場合） (1)②の遺品整理費用に対する損害賠償責任	1回の事故につき30万円

- (2) (1)の規定にかかわらず、1回の事故について支払われるべき賠償責任補償特約の賠償責任保険金、住宅賠償責任補償拡大特約の住宅賠償責任保険金およびこの特約により支払われるべき借家人賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償特約、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

■保険料の月払に関する特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
初回保険料	月払の第1回目の保険料をいいます。
第2回目以降保険料	第2回目以降の月払の保険料をいいます。

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（回数）として月払を選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。
- (2) 保険料を次の払込方法（経路）で払い込む場合には、次の特約の規定を準用します。

払込方法（経路）	準用する特約の規定
口座振替払い	「保険料の口座振替払いに関する特約」第1条（特約の適用）のただし書き
クレジットカード払い	「保険料のクレジットカード払いに関する特約」第1条（特約の適用）のただし書き。
保証会社払い	「保険料の保証会社払いに関する特約」第1条（特約の適用）のただし書き。

第2条（保険料の払込み）

- (1) この特約が付帯された場合には、保険契約者は保険料を月払で第3条（保険料の払込期日および払込猶予期間）に規定する払込期日までに当社に払い込むものとします。
- (2) 保険料を次の払込方法（経路）で払い込む場合には、次の特約の規定を準用します。

払込方法（経路）	準用する特約の規定
口座振替払い	「保険料の口座振替払いに関する特約」第2条（保険料の払込み）
クレジットカード払い	「保険料のクレジットカード払いに関する特約」第2条（保険料の払込み）
保証会社払い	「保険料の保証会社払いに関する特約」第2条（保険料の払込み）

第3条（保険料の払込期日および払込猶予期間）

前条（1）の保険料の払込期日および払込猶予期間は、次のとおりとします。

初回保険料		第2回目以降保険料	
払込期日	払込猶予期間	払込期日	払込猶予期間
保険期間開始日の前日（注1）	払込期日が属する月の翌々月末日	初回保険料の払込期日の翌月以降毎月の応当日（注2）	払込期日が属する月の翌々月末日

（注1）更新契約の場合は、更新日の前日とします。

（注2）応当日がない場合は、月の末日とします。

第4条（保険料払込み前の事故）

- （1）当社は、保険契約者が前条に規定する払込猶予期間の満了日までに保険料の払込みを怠った場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日以後に生じた事故による損害に対して、保険金を支払いません。なお、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故発生日までの期間に対応する未払込の保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。
- （2）更新契約の初回保険料が前条に規定する払込猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合には、当社は、この保険契約の更新を行わないものとします。

第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立または失効）

第3条（保険料の払込期日および払込猶予期間）に規定する払込猶予期間の満了日までに、保険料の払込みがない場合の保険契約の取扱は次のとおりとします。

①初回保険料の場合

この保険契約は保険期間開始日（注）に遡って成立しなかったものとし、当社は、その旨を保険契約者に通知します。

②第2回目以降保険料

この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から失効するものとし、当社は、その旨を保険契約者に通知します。

（注）更新契約の場合は、更新日とします。

第6条（保険料の返還等）

- （1）普通保険約款第40条（保険料の返還—解約または解除の場合）および第41条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、普通保険約款の規定により、保険契約が解約、解除または失効となった場合においても、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、解約日、解除日または失効日の属する月の翌月以降の保険料が既に払い込まれているときには、その保険料を返還します。
- （2）普通保険約款第36条（保険金額の調整）（1）の規定により、超過部分の保険契約が取り消された場合には、既に払込まれている保険料については、普通保険約款第43条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）（1）の規定により返還するものとし、その後の保険料については、減額後の家財保険金額に相当する保険料を適用します。
- （3）普通保険約款第36条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が家財保険金額の減額を請求した場合には、普通保険約款第43条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、請求日の属する月の翌月以降に対応する保険料から減額後の家財保険金額に相当する保険料を適用します。

第7条（保険契約終了時の未払込保険料の払込）

普通保険約款第22条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により、この保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に、この保険契約の未払込保険料の全額（注）を一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

（注）この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の合計額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

■保険料の保証会社払いに関する特約■

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	家財総合保険普通保険約款をいいます。
保証会社	当会社または当会社の代理店と提携する家賃保証会社をいい、保証会社が委託する収納代行会社を含みます。
保証委託契約等	保険契約者と保証会社との間で締結された保証委託契約等で、保証の対象に保険料が含まれているものをいいます。
保証会社払い	保険契約者が、保証委託契約等に基づき、保証会社に対して保険料の立替払（注）を委託することにより、当会社に保険料を払い込む方法をいいます。 （注）保証会社による一時的な立替払であり、保険契約者が保険料の支払義務を免れるものではないため、保険料相当額の払込みを怠った場合は、保険契約者は保証会社からの求償を受けます。
保険料払込期日	保険契約の区分に応じて次の日をいいます。 新規契約：保険期間開始日の前日 更新契約：更新前の保険契約の保険期間満了日

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として保証会社払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、保険契約者と保証会社の間で保証委託契約等が締結されている場合に限りです。

第2条（保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された場合には、保険契約者は保証会社払いによって保険料を払い込むものとし、当会社または当会社の代理店が保証会社へ保証会社払いが可能であること等の確認を行ったうえで、当会社または当会社の代理店が保証会社払いによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。

(2) (1)の規定は、当社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が保証会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が当会社に払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。

(3) (2)の当社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が保証会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合または(1)の保証会社への確認において、保証会社から保証会社払いが可能である旨の回答が得られなかった場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条（保険料払込み前の事故）

(1) 前条(3)の規定により、当社が保険契約者に保険料を直接請求する場合において、保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日（注）までに当社に払い込まなければなりません。

(注) 保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がないと当社が認めた場合には「翌々月末日」とします。

(2) 当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第2条（保険責任の始期および終期）(3)の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第45条（保険契約の更新）の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。

(3) (2)の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

前条（1）に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約は保険期間開始日（注）に遡って成立しなかったものとみなし、当社は、その旨を保険契約者に通知します。

（注）更新契約の場合には、更新日とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。